平成２１年（フ）第１８２８７号
静岡県浜松市西区大人見町3546―１
債務者　袴田真理恵（旧姓大島）
１　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８３４９号
東京都府中市紅葉丘３丁目40―２―101
債務者　戸川　由幸
１　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月８日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８３５０号
大阪府門真市新橋町26―16
債務者　西　亜季子
１　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月８日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８３５５号
東京都杉並区和泉１丁目41―４
債務者　野崎　竜佑
１　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８３６５号
東京都渋谷区千駄ケ谷５丁目34―３
債務者　木村　文博
１　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８３７８号
東京都新宿区上落合２丁目７―15―101
債務者　稲葉　光子
１　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８３７９号
東京都練馬区大泉町２丁目62―22―203
債務者　春日　由夫
１　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８３８７号
東京都練馬区豊玉北５丁目９―７　クワルテット２階Ｃ
債務者　奥田　輝彦
１　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８３８８号
東京都練馬区豊玉北５丁目９―７　クワルテット２階Ｃ
債務者　奥田　令子
１　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８３９０号
東京都大田区仲六郷４丁目４―３
債務者　田端　美幸
１　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８３９３号
東京都新宿区大久保１丁目16―９―401
債務者　蒔田　有司
１　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８３９４号
東京都北区西ケ原１丁目33―８
債務者　渡辺　康子
１　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８４０２号
埼玉県行田市大字小針78―15
債務者　首藤　淳子
１　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８４０３号
東京都大田区大森西１丁目14―25―103
債務者　菅野　秋男
１　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８４０４号
東京都東大和市南街２―15―８―205、住民票上の住所東京都武蔵村山市大南３丁目71―２―202
債務者　黒木喜八郎
１　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部